

自動車等の排出する一酸化炭素、炭化水素、粒子状物質及び黒煙に係る整備不良車両の指導取締りについて

平21.9.10 丁文指発第101号、丁文企発第207号、交通指導課長、交通企画課長から各管区警察局広域調整部長、各管区警察局総務監察・広域調整部長、警視庁交通部長、各道府県警察(方面)本部長あて

(概要)

本通達は、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」(平成20年国土交通省告示第348号)及び「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示」(平成20年国土交通省告示第349号)により、軽油を燃料とする自動車の排出ガスを測定する場合における光吸収係数の規制値が改められ、平成21年10月1日以降製作された自動車に適用されることなどから、整備不良車両の指導取締りの運用方針を示したもの。

その内容としては、

指導取締りの対象車両

規制内容

規制対象車両の識別要領等

である。